

宮城県の題目板碑

久保常晴

私が東北地方の板碑に接した始めは、昭和七年頃熊谷雄幸氏が宮城県石森附近の板碑の拓本を本学史学研究室に寄せられた時からである。その後、東北大の伊東信雄氏から仙台市岩切東光寺の板碑の騰写による報告書の惠贈をうけ、それによって板碑が墓地の周辺に並列している例は関東と趣を異にしているので、心に留めていた。昭和一〇年代、松本源吉氏の「名取郡の古碑」(『仙台郷土研究』(六)二・四・五)、「陸前宮城郡の古碑」(『考古学評論』(第三輯)の郡単位に纏った、数多くの資料からの論考を一読して、資料の豊富さに一驚したものである。熊谷氏の資料で凡その、この地方の板碑の知識は得ていたが、それはすべて関東地方と趣を異にし、自然石を単に板状としたものであって、頭部は三角形も呈せず、身部上方に二条の切り込みも持たぬものであった。それに増して興味を覚えたのは形体よりも、本尊が密教的な種子を持つこと、造立趣旨・経偈を持つもの・比較的多い点であった。近年、菊池武一氏が『宮城県史』金石志に板碑を纏められた。その中に題目板碑が五カ所に所在していることを知り、題目板碑に就いては兼々注意を払っていたので、機会を得て調査を実施する予定でいた。偶々、東京立正女子短大の助教授中尾氏の斡旋と仙台市仏眼寺住職菅野慈俊氏の御好意によって一昨年調査し、さらに多くの新資料を得た。以下その結果を報告し、二三の考察を加える

こととする。

調査に一方ならぬ御芳情にあづかった菅野・中尾氏に衷心から謝意を表すると共に、現地で一方ならぬ御便宜を与えられた石巻市大聖寺の斎藤慈恒、新井田本源寺の永栄義親、柳目妙教寺大森立道、築館妙円寺の今野慈晋の諸氏と森上行寺住職に対し感謝の意を表する次第である。

資 料

(1)西暦は一三〇〇年代と一四〇〇年代に亘るが、その当初のみゴチで示した。(2)七字題目の明瞭に表現されたものは南〇経として省略した。(3)大いさの単位はセンチメートルである。(4)銘が『宮城県史』全石志に記載されたものは備考欄に●印を付した。(5)同誌を「金石」と略称した。郡は○、町・村は●とした。

番 号	銘	文	大いさ			備 考	所 在 地
			高	幅	厚		
(1)	南〇経	正安二年四月十三日 母儀 造立	約 三〇〇	二八	一五	●	登米○中田● 宝江 新井田 石仏堂
(2)	南〇経	正和元	一七五	三三	一八		〃 本源寺
(3)	南〇経	正和元年八月廿七日	七五	二八	七	● 「金石」に新井田 館とする	〃 〃
(4)	南〇経	嘉暦丁卯二季九月二日 大才	/	/	/	● 干支の位置に疑問 がある	黒川○大衡● 大福寺

宮城県の題目板碑

(9)	(8)	(7)	(6)	(5)
三一	三〇	二八	〃	二七
南〇 經 元徳三年七月六日 敬白 右志者為慈父 一百ケ日忌也	南〇 經 元徳二年六月四日 敬白 景出離生死頓証菩提也 右志者為悲母一百ケ日忌	無妙法蓮華經 証菩提也 嘉曆三年戊辰八月十七日孝子敬白 右志者為相当慈父一周忌頓	南〇 經 婆也敬 孝子白 仍聖靈頓証菩提乃至法界 平等利益故也 嘉曆二年丁卯十月日 右志趣者為相当慈父幽靈 一百ケ日忌辰所奉造立塔	蓮華 經 嘉曆貳年丁卯 教子 忌出離生死頓証菩提也 九月十九日 敬白 志者為相当慈父一百ケ日
九七	一〇一	七五	二四五	一二〇
二〇	五三〇・	三五	五四	五七六・五
一六	六	七	五一	上欠
	●	上欠		上欠
桃生〇二股●倉迫 バス停傍	〃	〃	桃生〇二股●北境 法華堂	登米〇中田●宝江 新井田 本源寺

(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)
三四	〃	三三	〃	三二	三一
南 ○ 經 元弘二年二月時正 救諸苦患者 為御報恩謹造立如件	南 ○ 經 教子 敬白 正慶二年七月九日	南 ○ 經 正慶二年二月廿八日 敬白	蓮華 經 元弘二年十月十九日 慈父也 敬白	華 經 元德四年十月廿三日 忌出離生死頓証菩提也 孝子 敬白	於我滅度後必受持此經右為志過去幽靈 敬 南 ○ 經 元德三年九月十九日 是人於仏道決定無有疑成仏得道頓証菩提也 白
一〇〇	五六三・二〇・五	九〇	八九五三二・	一七〇	一〇五
五六	二〇	一二	八	二九	三五
一〇	二〇	一〇	上欠	三四	七
			「金石」には月以 ●下なし、 上欠	上欠	●
登米 ○ 中田 ● 宝江 新井田 本源寺	桃生 ○ 二股 ● 北境 法華堂	桃生 ○ 二股 ● 倉迫 バス停傍	〃	桃生 ○ 二股 ● 北境 法華堂	栗原 ○ 一迫 ● 柳目 妙教寺

宮城県の題目板碑

(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)
四三	四二	〃	三五	〃	〃
無妙法蓮華經 救諸苦患者 現当二世□□如件 康永二年七月九日白	南〇經 我亦為世父 相当二十三年悲母聖靈成仏 右志者為 康永元年八月十九日白 患者 乃至法界平等利益也	經 建武二年八月日 右為日目 □	南〇經 父一周忌也 右志者為慈 建武二年二月廿五日白 敬	南〇經 法界平等利益故也 右旨趣者為平重命同子息 義連(?)御幽靈頓証菩提乃至 南〇經 建武元年大才三月十三日去 己戌	(線刻) 五輪塔 奄妙法蓮華經 元弘四年三月日 右志者為聖靈 敬 之奉建立所也 白
六八 五二一	七三 五二三	一四五 四〇	九〇 一九	一〇九 四〇	一二〇 三六
五	五	八	九	二一	一九
●「金石」に寺下伊豆堰土手にありとす 上欠		●上欠 (第二回)		●「金石」は為と子の間、息と幽の間を□とする。	●「金石」は奉と也の間□とす。 五字の題目は追刻、塔形に妙蓮とあり
〃	栗原〇一迫 ● 柳目 妙教寺	登米〇中田 ●宝江 新井田 本源寺	桃生〇二股 ●倉迫 バス停傍	〃	桃生〇二股 ●北境 法華堂

(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)
九四	九三	八二	六五	四六	〃
蓮華經 応永 相当過去妙浄	經 右志者 明德四年十月四日白 為成仏得道造立也	南〇經 右志者 第三年 今此三界皆是我有 相迎過去妙蓮成仏 乃至法界平等利 其中衆生悉是吾子益頓証菩提謹造立如件 永徳二年卯月日敬白	經右志者 貞治四年 廿一日 白	南〇經 康永五年十二月 廿七日 無一不成仏 成仏得道也	現世安□右為存生期以後十三年 南〇經 康永二年十月 敬 十三日 白 □生□処 造立如件
三八	六八	八〇	三三	五七	五六一
一七	二二	三一	二五	三二	二九
七	七	三	五	六	五
●上欠	●「金石」は日妙を 日為とする。 上欠		●「金石」所在を寺 下池端山とある。 破片	下欠	●下欠
〃	栗原〇一迫●柳目 妙教寺	栗原〇築館● 下宮野 妙円寺	栗原〇一迫●柳目 妙教寺	登米〇中田●宝江 新井田 本源寺	〃

(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)
六〇	〃	五九	五八	四〇	三四
南〇經 成等正覺 座宝蓮華 右迎悲母 靈一廿一ケ年 長祿二年三月三日 孝子 敬白 仏果満足也	南〇經 悉是吾子 為成仏得道造立也 其中衆生 右迎妙高十三年忌 孝子 長祿三年六月廿八日 敬白	南〇經 決定無有疑 為成仏得道造立如件 是人於仏道 右迎	南〇經 得成仏道 □成仏得道妙塔也 一切皆當 為過去蓮明一周忌 長祿二年二月六日 孝子 敬白	華經 無有疑 為仏果增進法界平等利益也 右志者 永享十二年 三月八日 孝子 敬白	南〇經 諸仏 利益 当知 永享六年三月
六〇 五二八・	五二 二三	四九 五二二・	六五 四四	四九 三〇	七〇 三四
七	七	六	六	四	五
	下欠	●「金石」は所在を 寺下池端山とする。		●「金石」に所在は 寺下池端山とする。 右側の下を□と し、法名を欠く。 上欠	中央部大幅に剝離す る。
〃	〃	栗原〇一迫●柳目 妙教寺	登米〇中田●宝江 森 上行寺	〃	栗原〇一迫● 柳目 妙教寺

宮城県の問題板碑

(参考)	(43)	(42)	(41)	(40)
	/	/	八三	〃
<p>頓証菩提也 仍平等 文明七年八月七日 敬白 迎蓮姉三十三〇 孝子</p>	<p>蓮華經 永幻三年 三月 敬 時正 白 如件</p>	<p>南〇 經 右徳昌三年三月十日 敬白 直至道場 為成仏得果妙法界周遍 乘法宝乘 当妙為聖靈三十三年 孝子</p>	<p>南〇 經 仏果無疑乃至法界 敬白 吾子 文明十五年二月時正 悉是 為妙道三十五日塔姿也 孝子</p>	<p>南〇 經 長禄二年六月 速疾成仏道 為増進仏道令造立支提也</p>
四一	六四	四六	五〇	四三
一七	二二	二五	一七	一一四・五
六	四	七	七	
蓮宗的 法名は蓮があつて日	永幻については後述 する。(第四図)	徳昌については後述 する。(第三図)	時正は彼岸の中日	●「金石」に所在を 寺下とある。 支提を菩提とする。
〃	森 上行寺 登米〇中田●宝江	妙教寺 栗原〇一迫●柳目	森 上行寺 登米〇中田●宝江	〃

(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	番号	
								銘	文
南 ○ 經	南 ○ 經	南無妙法蓮華	妙法蓮華經	(線刻五輪塔) 妙法蓮華經	南 ○ 經	南 ○ 經	南 ○ 經	高	大 い さ
六九 五 ^{一八} ・	九二 三一八・五	五七 二〇	五九 一五	八九 三四	一〇二五・一六・九	六七 五 ^{一九} ・	五三 二二	幅	
六		六	七	一二		一〇	一六	厚	
南北朝後半か。 上下を少し欠く	南北朝と思われる。	鎌倉時代末と思われる。 下欠、力強い髭題目	完形、書体から 南北朝と見られる。	完形、各輪に一字宛刻む、南 北朝末か。(第一図)	完形、書体から 南北朝と思われる	完形	完形、書体から南北朝と思われる。	備 考	
〃	〃	法華堂 桃生○二股●北境	〃	〃	〃	〃	法華堂 桃生○二股●屋木沢	所 在 地	

宮城県の題目板碑

(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)
南 ○ 經 乘此宝乘 直至道場	南 ○ 經 諸仏妙要 成仏得道謹造立如□	蓮 華 經	(線刻五輪塔) 妙法蓮華經	(線刻五輪塔) 妙法蓮華經	南 ○ 經	南 ○ 經	南 ○ 經	南 ○ 經
二六 五	五〇	一三三	九四	七七	七七	六二	九三	五二
一一 二	一一	六四	五一	四四	二〇七・五	一三	二四	二九六・五
四	五	七	六	一一	六	八	八	八
偈の書体筆勢弱く室町時片代 まで降ると思われる。破片	右下部欠	上欠、大形	完形、書体は紀年ある資料(17) に似る。	完形、書体は紀年ある資料(14) に似る。	ほぼ完形 南北朝か。	下欠、南北朝か。	完形、書体鎌倉時代末、南北 朝頃	ほぼ中頃以下を欠く 書体力弱く南北朝末か。
〃	登米○中田●宝江 目師堂	〃	〃	桃生○二股●倉ノ迫 バス停傍	〃	〃	〃	〃

(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)
南	南無妙法	乘此宝乘 南無妙法蓮華 直至道場	迎過去日造聖 □	蓮華經	南無	若有□□者 南無妙法蓮華 無一不成仏	於我□ 南○經□ 季□ 月□
五〇・ 五二・ 五・五	二〇 二三 五	二八 二〇 三	一〇 一〇 五	一四六・五 五	二五 一二 五	二九 二八 五	五八 二八・ 六
小片、室町時代初期か。	小片、筆勢弱く室町時代と思 われる。	下部大きく欠損す。書体は力 強く鎌倉時代と思われる。	小片	小片、書体力弱く室町時代か。	小片、字小さく形式的で室町 時代と見られる。	下欠	完形、題目大きく力強い。室 町時代以前と思われる。季の 用例一般に南北朝初頃に多く 見られる。
〃	〃	〃	妙教寺 栗原○一迫●柳目	森 上行寺 登米○中田●宝江	〃	〃	〃

(27)	無一不成仏 為成仏得道造立如件	三九	六五・五	左側のみの細長いもの 上部剝落	"
(26)	速成就仏身	二〇	三五	五 小片、楷書、字小さく力弱い。	"

以上の資料はすべて題目板碑と認めて列挙した。それには(I)南無妙法蓮華經の七字題目とその中一字乃至二字を欠くものは、いずれも髭題目である。また(II)には(20)・(25)の如きは南無阿弥陀仏の六字名号と同じ字句となるが、これには髭題目風のものを認めうるものである。(III)に題目のないものでも(26)・(27)の如き、『法華經』の偈頌をもつものは、すべて題目板碑所在地の中に見出されるものであって、その地或いは附近には『法華經』の偈頌に種子を加えた天台宗のもの皆無である。故にこれ等を題目板碑の破片と判断した。(IV)に(22)の如き題目板碑の圧倒的多数を占める所在地の中にあって、日蓮宗独特の日号の法名を持つ故、これも題目板碑の小片と認定した。(V)には五輪塔はキア・カ・ラ・バアの五大種子を多く刻み、密教に属するものであるが、この五輪に妙法以下の五字を一字宛配したものは日蓮宗に属するものである。この線刻の五輪塔にあって五字の題目を各輪に一字宛刻む(4)・(13)・(14)は題目板碑と判断した。

また、これ等の紀年銘のない資料の時代の判定には第一に書体の判別によらざるを得ないであろう。なお、後述する如く、縦と横との長さの比からも或る程度裏付けられると考えている。この両者から観める時、屋木沢法華堂のものはおよそ南北朝のものと考えられる。北境法華堂のものは鎌倉時代末と見られるもの一基、他はすべて南北朝のものを受取られた。倉ノ迫のものは前二者に位置も近く、それから判断して室町時代のものを含む可能性も少なく、事実筆勢の伸びも看取され、北境法華堂の正慶二年・建武元年のものに酷似し、南北朝初頭のものと同推測され、他の一

基もこれ等の範疇からはずれるものとは受取れない。目師堂・上行寺中の一基は南北朝初頭と見られるが、他はすべて筆勢に力なく、字も萎縮し形式張り、室町時代を思わせる資料である。妙教寺の中の一基は鎌倉時代末を思わせるもので、他は室町時代と見て誤ないと思われた。

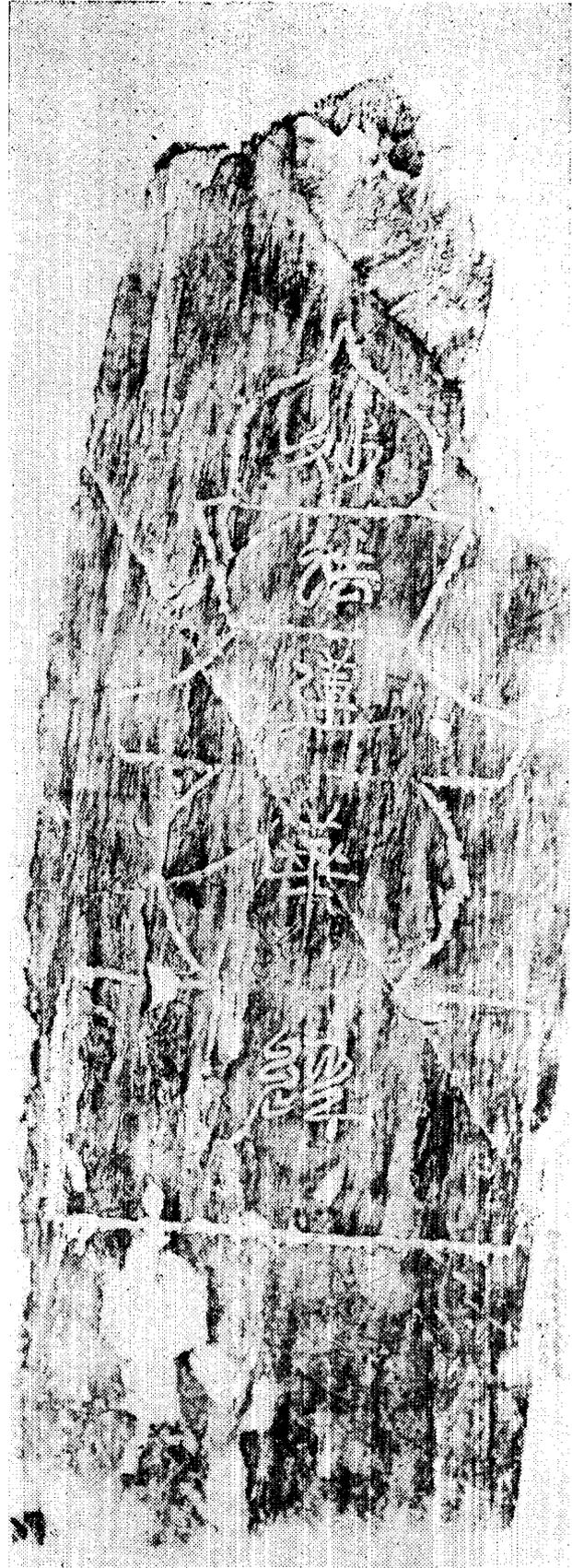
所在地

本項では所在地の環境と板碑の現状、および基数を中心に述べる。但し(4)黒川郡大衡町大福寺の題目板碑は実査を経っていないので簡略にし、後の調査に委ねることとする。

(A) 桃生郡二俣村屋木沢法華堂

その位置は石巻市の北方四キロ余の北上川の左岸に北上山地西側の支丘が逼る、その丘陵中腹にある。現在、麓の千葉氏の持山となっている。法華堂と称する建物は二間に三間位の小堂であって、七基の板碑が納められている。その堂の周辺の草藪に二基の破片が認められた。七基中に題目板碑と認められるもの無年紀資料(1)～(5)の五基あって、三基はほぼ完形で、しかも幅狭いもので題目以外には何等の鐫刻も持たぬのもであった。かかる例は東北地方の板碑に屢々見られ、中には墨書銘をもつもののある点から、或いはこれ等はその類品と見る可きものか。その他の一基(4)は(第一図)碑身に五輪塔を線刻したもので、その形体は名取郡高館熊野堂の貞治七年のもの、貞和五年のもの比べ、水輪の外廊の張り、火輪の下部の両端の反り方から、南北朝頃と私考されるものであった。もう一基(5)はほぼ完形であるにも拘らず、題目の二字南無を冠せぬものであって、その書風からすれば髭題目風である。これは(4)の五輪塔線刻のものに五字の妙以下を各輪に一字宛配した、その影響でもあろう。題目以外のものとして、金剛界大日を持つ弘安在銘のもの、観音種子の応安八年在銘のものがある。後者には百カ日とあることは十三仏の本尊が観音となる

第一図 桃生郡北境屋木沢法華堂（無年紀資料四）



もので（後述・余録）、この十三仏は禅密教系から誕生したものである点に、造立者の宗派も推測される貴重な資料である。

(B) 桃生郡二俣村北境法華堂（俗称根廻り法華堂）

屋木沢法華堂の北、同じ丘陵の中腹にあって、街道に面した石段の登り口に文永六年、弘安三年の不動種子の板碑が見られた。堂は普通寺院の本堂なみのものである。堂内の奥壁中央に二・五メートルに近い大形な(5)嘉暦二年の題目板碑のみが置かれ、堂の周辺、および崖面に小片を含め二〇基が認められた。『宮城県史』金石志には題目板碑五基が紹介されていて、実査の結果は在銘品三基の新資料を拓影することを得た。無年紀のもの七基を含めて、ここに

一五基の題目板碑があった。その中、(7)嘉暦・(8)・(11)元徳、(12)元弘、(14)正慶の鎌倉時代末期のものと、これに続く南北朝初頭の(16)元弘四年、(17)建武元年のものがある。(16)元弘四年のものは現在剥落甚だしく明瞭を欠くが、上段には細線による五輪塔の一部が幽かに見え、火輪に幽かに髭題目風の「蓮」を見受けた。この五輪塔は火輪の下縁薄く、しかも僅かに両端反る、鎌倉時代末乃至南北朝初期を思わせるもので、従って下段の行書体の紀年銘元弘四年と同時に刻まれたものと推測した。中段には奄(オン)とあって、一般には陀羅尼の始めに用いる梵字を漢字に翻したものとされるが、その下に妙法以下の五字を刻んでいる。しかし、その書体は楷書であって、別筆による追刻と判断した。この奄からして密教的色彩が強く感ぜられた。この中段には造立当初、一般の例からして經典の偈頌が刻まれたものである。題目以外には前記の文永・弘安の不動種子のもの外、胎蔵界大日の種子を持つ弘安のものと、同じく胎蔵界大日種子を本尊とし、一三年忌に造立した元中二年、阿弥陀種子に「勢至菩薩難思議」云々の銘ある至徳三年のものがある。元中二年のものは一三年忌であって、十三仏中大日が本尊となるが、それにこれは合致している(余録十三仏参看)。これは十三仏成立の過程を知る好資料である。その他、阿弥陀種子と光明真言を四行に配したものが知られる。ここで注目すべきは題目板碑が文永・弘安の鎌倉時代の板碑としては古い時期と元中・至徳の南北朝の後半との間に造立されていることである。この僅か二〇数年間日蓮宗は盛え、やがて衰え、寺院建立も出来得ずにしまい、法華堂の姿で経過したのではなからうか。なお、この点を確認するため、広く同村全体をみると、竹迫には県内最古の文応元年のもの、これに次ぐ文応二年のものがあり、さらに文永一〇年、弘安四年と平直重の銘ある正中二年の資料がある。この正中二年に一年おいて当法華堂の嘉暦二年の題目がつづくのである。また、この題目板碑の最終の資料の建武元年までの中には、題目以外の板碑はなく、それ以後になって題目板碑以外の延文四年、応安

四年、応永六年等が発見され、以上の見解を裏付けている。かかる傾向は前記(A)屋木沢法華堂の資料からもうかがわれるように思う。なお、注目すべきは当法華堂資料中元中と云う南朝の年号があり、その二年の翌年に北朝年号をもった至徳三年の資料が発見されていて、この地の南方、牡鹿郡には十数基の南朝の延元・興国の年号をもつものが多くの北朝年号のものと併存して発見され、南北朝対立の様相を示す好資料である。

(C) 桃生郡二俣村倉ノ迫バス停傍

北境法華堂の北、同じ丘陵の麓に位置し、街道に面したバス停留所の背後に二〇基が並列している。これ等は附近のものを集め、この空地に立てたものである。題目板碑は七基あって、鎌倉時代末の(9)元徳三年(13)正慶二年と、南北朝初頭の建武二年の在銘のものがある。また無年紀の題目のもの一基と細線五輪塔三基が混在していた。題目以外には大日種子のもの七基、釈迦種子のもの二基、観音・地藏種子のもの各一基と五大種子を持つ線刻五輪塔を刻めるもの二基あって、密教的要素の濃いものである。中に鎌倉末期前後のものがあることは、その縦横の長さから後述の如く裏付けられる。また、それ等の中観音種子の一基には永徳三年在銘のものあって、題目板碑の(18)建武二年に遅れること四〇数年に当ることは、ここでも(B)北境法華堂の場合と似たものが認められる。また、題目板碑の造立時期に於いても(B)北境法華堂とほぼ一致し、(A)屋木沢・法華堂(B)北境法華堂と共に題目板碑の同一圏と見做すべきである。

(D) 登米郡中田町宝江新井田本源寺

本源寺は緩やかな台地上にある。この台地には大崎氏の家臣新井田氏の館があったと云われる。当寺に題目板碑七基あって、本堂前の堂内にコンクリート付けとし保存している。中に(2)(3)正和元年在銘の本県内題目板碑として二・三位の古いものがある。なお、特に説明を要するものとして、(15)元弘四年在銘のものに日目上人の名が見える。同師の

忌日からして、これは一周忌の追善板碑となる。また、(19)建武二年のものに日目とあって、この年は日目の三周忌に当たっている(第二図)。この二基に就いて、江戸時代後期の『封内名蹟誌』一八には

寺畔有_二両石墳_一一基高四尺五寸広二尺、石面記_二題目_一下有_二右為_一日目上人小祥忌_一、元亨二年二月日、門弟日位誌字_一、一基高二尺五寸、広一尺五寸、為_二日用上人_一大祥忌_一、建武二年八月立_レ之

第二図 登米郡中田宝江新井田本源寺(年表一九)



とある。板碑を石墳と称しているが、江戸時代後期の名称として興味を覚える。小祥忌(一周忌に当る)大祥忌(三周忌に当る)は碑面になく、これは歿年に合せて知られるに過ぎない。また、元弘を元享と誤まり、日目を日用と誤っている。また元享二年ではなく四年である。また門弟日位誌とあるが現物には見られぬ。二月時正は二月の彼岸の中日、八月日は恐らく秋の彼岸を示したものであろう。従って誤り多いものである。これに遅れて成立した

『奥羽観迹聞老誌』八にも

寺畔有^二石墳^一一基長四尺五寸広二尺、石面記^三題目^二下有^下右為^三日目上人小祥忌^二元弘二年二月日門弟日位誌字^上、
一基長二尺五寸広一尺五寸為^三日用上人大祥忌^二建武二年八月日立^レ之

と、殆んど同文に近いものが記されている。僅かに元亨を元弘に訂正し、高さを長さに改めたに過ぎないものである。『仙台金石志』七には前者の大きさを削った簡単なものとなっている。以上の通り誤りあるものではあるが、古く注目を浴びた貴重な資料とされたことがうかがわれる。なお、(15)元弘四年のものに「衆徒」とあること、また「為御報恩謹造立」の語句は無視し得ないものである。当寺の資料で最も遅れたものは(30)応永一八年のもので、従って相当長期に亘っていることが知られる。

(E) 登米郡中田町宝江新井田柴垣石仏堂

本源寺からやや離れた同じ台上の畑の中に建てられた、一間に一間半位の祠の中に一基のみ納められていた。この建物を土地の人は石仏堂と呼んでいる。板碑自体に石仏と刻んだ例は埼玉県と大分県に知られている。これは板碑自体には記されていないが、長く伝承されていたものではなからうか。ともかく、かかる名称が東北にある点で注意して置きたい(後述余録)。この板碑は地下から堂の床を突き抜け、天井近くにも及ぶもので、三メートルにも及ぶものであるうか。幅は僅かに二八センチ、厚さ一五センチの細長い、全く柱状を呈していて、板碑との名称も相応しくないものである。銘の部分は堂内にあつて、従つて保護している姿になっている。これに就いては日目上人の母蓮阿が亡夫重綱の供養のために造立したと云われている(註(1))。しかし、それにしては「母儀」の銘は理解に苦しむ。この長い大形品は容易に移動し得るものではない。従つて古くから、ここに立てられていたものと見られる。この板碑は宮城県内のみならず、題目板碑の最古のものである。

(F) 登米郡中田町宝江柏木目師堂

丘陵上の平野を見降す眺望のきく位置にある。ここは本養坊とも云われ、下方の上行寺の根本霊場となっている。堂は近年改築され、日目上人開基の故に目師堂と云われている。板碑は堂の傍らの崖ぶちに九基コンクリート付けにして並べられている。大部分は小破片で、題目板碑と確認し得るもの八基ある。その中在銘のもの(29)(32)応永年間の二基のみである。

(G) 登米郡中田町宝江森上行寺

寺は丘麓にあって、板碑は本堂内に納められている。すべて七基あって、中一基は本尊を欠き題目と確認できぬものである。残る六基はすべて題目を持つものであるが、紀年あるもの(31)(33)応永二基と(36)長禄(41)文明の各一基に加えて私年号と認められる(43)永幻がある(後述)。従って大部分は室町時代に属する。(31)応永一九年六月四日のものには日時上人第七年とあるが、この日時上人は本山大石寺の六世で応永一三年六月四日寂と云われていて、第七年は七回忌に相当する。これにも「謹以造立」の字句が見られた。

(H) 栗原郡一迫町柳目妙教寺

当寺は奥羽山地の東側、一迫川によって開析された谷合に位置し、板碑は本堂前の宝蔵内に納められていた。その基数小片を含めて二六基の大量のものがあり、題目板碑と確認しうるもの二一基、不明なもの一基、他宗のもの認めねばならぬ阿弥陀種子に「於我滅度後」の『法華経』神力品の偈を加えた明德五年六月廿六日在銘のもの、「西帰永寿禅尼七年忌之辰」との語句をもつ永享七年十二月廿八日のもの、不動種子・阿弥陀種子の各一基の内訳となっている。紀年あるものの中(42)徳昌を除き、鎌倉時代末の、(40)元徳三年を最古とし、南北朝に二基、残り一一基は室町時代である。なお最も遅れたものは(40)長禄四年であって、その間一三〇年の造立期間をもつことが知られる。資料の表の備考に示した通り、同寺のものの中には、その周辺の伊豆堰土手、寺下池端山のものも混在している。この調査

から『宮城県史』金石志中に見られぬ、新資料九基を発見し得た。

(I) 栗原郡築館町下宮野妙円寺

当寺は一迫川に臨む波状台地上にあって、板碑は僅か一基のみ保管している。これは最近、周辺の畑地の開墾によって発見されたものと云われている。従って今後、新資料も加えられる可能性もある。

(J) 黒川郡大衡町大福寺

大衡町は仙台と古川を結ぶ主要街道に当り、吉田川の上流の山寄りに位置している。この郡内に題目板碑が僅か一基に留まっているのは、題目板碑の分布の状態の一般から見て稀れであって、さらに追加される可能性もある。今はただ『宮城県史』金石志の記事を転載し、詳細は実査後に委ねたい。

石材・大いさ

未調査の黒川郡大衡大福寺の(4)嘉暦二年の板碑を除き、各地で実見した範囲の石材は総て粘板岩である。桃生郡二股村所在の資料は、この附近の丘陵崖面に屢々見る緑色がかった粘板岩で、石巻市北東の牝鹿郡稲井を中心とし、南は仙台市の北方利府方面に拡がり、北は北上川に沿うた東側丘陵に分布する稲井石と云われるものである。これが奥羽山地の東側に当る栗原郡の資料には黒色の粘板岩製のものも少量ながら見受けられた。桃井郡との間の平野部に見る板碑は殆んど稲井石である。これは北上川を遡行し、網目状の支流を経て、この方面に運搬されたものであろう。さらには支流の一ノ迫川を経て栗原郡にも相当量運ばれたものと考えられる。

一般に原産地を中心として、その周辺に大形製品が見られ、それを遠ざかるに従い、小形化していく傾向がある。完形品乃至それに近いものを復原して、長さを計測すれば桃生郡の平均値は凡そ九二センチ余となり、登米郡では八

五センチを算え、さらに遠隔の栗原郡に到っては六三センチを示し、一般の傾向と同一歩調をとっている。

また、これ等の完形品乃至下部の土中に埋まっているものを復元して、長さとの比を求めれば、ある程度の時代の差が見受けられるのである。いま少量の資料ながら、長さとの比の割合は鎌倉時代では、個々の数値の平均が四・三倍で、いづれも三・一倍以上となっている。南北朝では平均二・七倍で、最低二・一倍から最高三・三倍となり、室町時代が平均二・一倍と一・三〜二・八倍の数が得られた。

要するに細長いものは古く、時代降るものは幅広い傾向が看取される。従ってこの数値から無紀年の桃井郡に見る、完形品についての時代判定も可能と考えられる。また異年号に宛て嵌めれば徳昌は室町時代、永幻は室町時代以前の可能性が強いことを示している。

銘 文

題目板に現われている銘文中の理解し置く可きもの三項に就いて述べて見る。

第一には「教子」である。板碑には慈父、悲母追善供養のため造立する場合、殆んどが「孝子敬白」と表現している。この孝子に当る部分に「教子」としているものが(5)登米郡本源寺の嘉暦二年のものと(14)桃生郡北境法華堂の正慶二年のものに見られる。宮城県内にはさらに九基もある。その用例の始めは仙台市高砂出花の鎌倉時代後期の永仁三年であって、慈父のために造立しているのである。かかる教子を用いた場合の被造立者には慈父があり、夫があり、菴主があつて、悲母は見当らなかつた。慈父ならば子の意味も理解されるが、むしろ孝子でもよいところである。菴主が師であるならば、これでもよからう。夫に対して妻が子とするのは理解し得ない。ここで菴主の例から仏道に導いた人物を対象とした場合に使用するものと、理解すれば落ち付く様に思われる。儒教で云う教子即弟子との関係と

も通ずることにもなると思う。

第二には経偈に就いて理解して置く必要もあろう。日蓮宗では勿論『法華経』が依経となつてゐることは周知の事実であつて、問題視すべきことでもない。しかし、その經典の偈頌が何品から求めたかを知る必要がある。即ち信徒の理解が判明するからでもある。

この偈頌は一見、地方によって多少その使用する基数に相異が認められる。『宮城県史』金石志によれば、桃生郡では五〇基中、僅かに二基にのみ偈頌があり、登米郡では三三一基中一二五基の高率を示し、栗原郡では一五〇基中に五〇基となつていて三分の一を占めてゐる。実査した題目板碑に就いて見れば桃生郡皆無、登米郡では一一基、栗原郡で一六基となつてゐる。桃井郡の皆無な点は郡全体でも少なく、理解できる。しかし栗原郡が桃生郡全体より題目板碑が多数である点是不審に感ずる。この偈頌は鎌倉時代末期頃から用いられ始め、室町時代に至つて、流行するのであつて、地方よりは年代差に基づくもので、時代降る板碑の分布地栗原郡に多量に見られることは特に異とするこゝともない。

つぎに日蓮宗の板碑に見る偈頌は依経『法華経』が当然使用されていることは言うを俟たぬが、その内容と基数を見て、同じ『法華経』を主として使用する天台宗系の板碑と対比して、日蓮宗との差異を知る必要もあろう。次にその対照表を示して置く。

この表からすれば、凡そ天台系と日蓮宗のものとの共通する面を取りあげれば、偈頌では(1)・(5)・(7)が採用され、それ等の使用の時期もほぼ同じ傾向をとつてゐる。しかし、また独自のものも見られ、天台系のものに(3)・(7)があり、日蓮宗系のものに(2)・(4)・(6)・(9)・(10)・(11)等がある。しかし、前者の天台系のものも(3)に就いては埼玉県比企郡唐子妙昌寺の貞和二年の題目板碑に、(7)に就いても、同県東松山市清正公境内の天正七年の題目板碑に見られるもの

法華經の偈頌 (最下段の無は無記年のもの)

番号	前後の	品の名称	偈頌の一部	天台系基数	日蓮宗基数	同上内訳
(1)	前	藥草論品	現世安穩	四 <small>(南北朝から室町時代)</small>	二	康永、永幻
(2)	"	方便品	若有聞法者	四	四	康永、応永、無、無
(3)	"	"	十方仏土中	八 <small>(鎌倉と南北朝時代)</small>		
(4)	"	譬諭品	乘至宝乘	一二 <small>(鎌倉より室町時代)</small>	三	応永、徳冒、無、無
(5)	"	"	今此三界	一	一	永徳、長禄、文明
(6)	"	"	一切皆当			長禄
(7)	"	化城論品	願以此功德	六 <small>(鎌倉より室町時代)</small>		
(8)	後	神力品	於我滅度後	四 <small>(鎌倉より室町時代)</small>	四	元徳、永享、長禄、無
(9)	"	寿量品	我亦為世父	四	四	元弘、康永、康永、
(10)	"	"	得入無上道	一	一	無
(11)	"	提婆品	座法蓮華		一	長禄

であって、この地方の現象にしか過ぎない。また、日蓮宗の側の(2)・(4)・(6)・(9)は宮崎県内の題目板碑にも見られる(註(2))。ただし、両者共に興門派であることを記憶し置く必要はあろう。(10)の場合も前出唐子妙昌寺の長享二年のものに見られる。従って残る(11)が、この地方の題目板碑に見られる独自のものとなる。

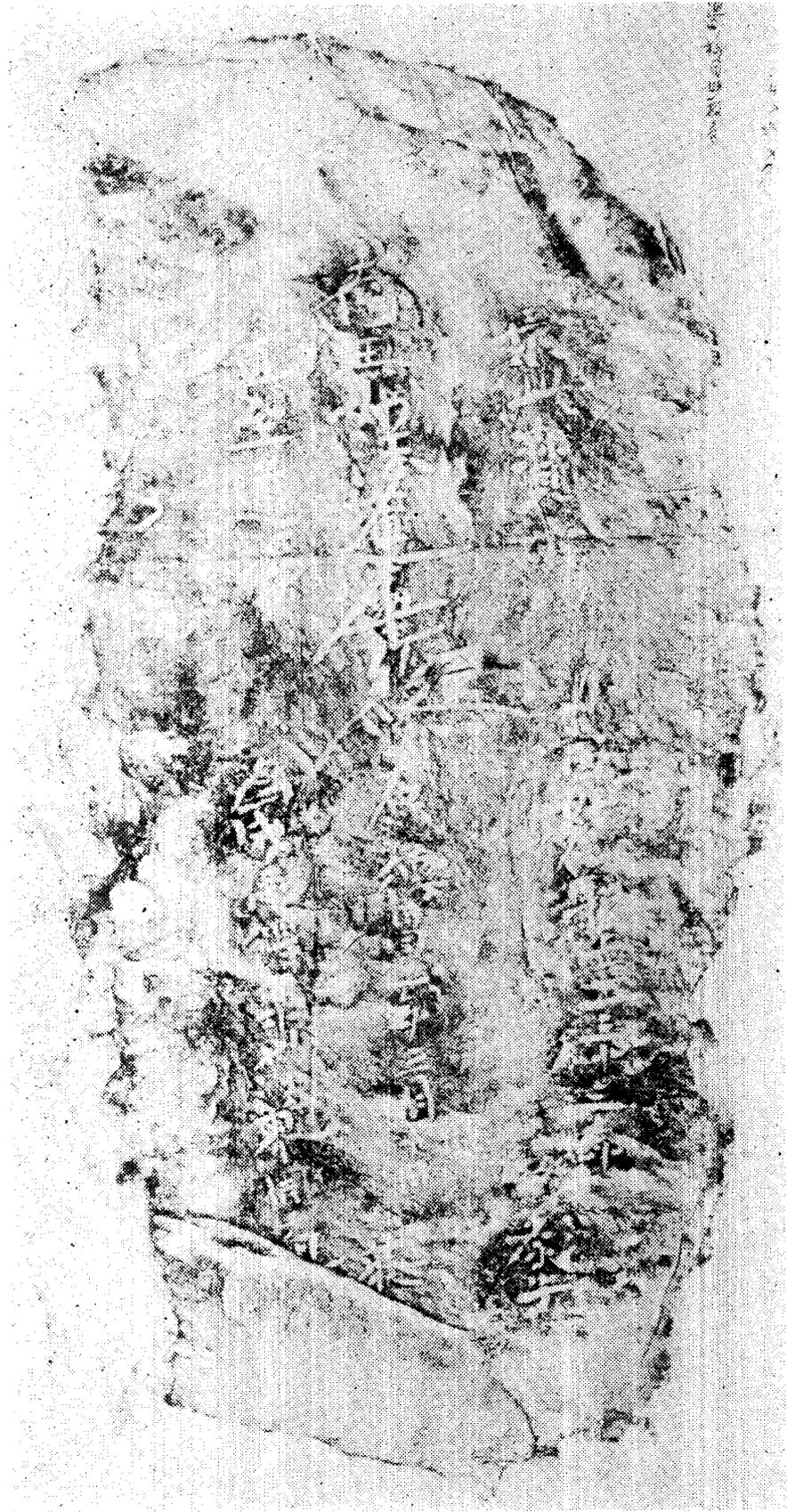
天台宗では『法華経』八巻中の前半の四巻を中心に教義が展開されているのであって、この表の通り、これに属す

るもの二四基で、後半の後四巻の範囲のもの一二基に過ぎなく教理に沿うた姿が浮び出ている。日蓮宗側では前四巻を迹門とし、後四巻を本門として、この本門を中心に教義が成立しているのであるが、板碑に現われた限りでは前四巻に一四基、後四巻に一〇基となっている。特に後四巻中の『寿量品』は重視されているにも拘らず五基に過ぎない。ここに現実と教義との差が見られる様に思われる。宮崎県の題目板碑の調査結果も同様であったことは無視し得ないであろう。これは供養塔婆のため菩提を弔うために相応しい偈頌が選ばれたに過ぎないものとして看過し得るかどうか。時代背景を考慮し、吟味する要もあるう。

題目板碑の年代と経偈との関連を見ると、年代のはるかに隔ったものを除けば、(8)は永享、長祿が、(5)には長祿・文明があつて、室町時代に主として使用されている。(2)・(9)は南北朝の康永・応永に見られ、三群に分けられよう。こう見るとき無年号のものも、その孰れかに属すものと予想される。この年代の想定が当を得ているとすれば異年号の(4)の徳昌は応永前後、(1)の永幻は康永前後に一応比定されるのである。

次に、この異年号の年代の推定をさらに押し進めてみたい。まず徳昌に就いてみると(第三図)、大いさから前記の如く縦は横のほぼ二倍で室町時代と推測し、経偈からも室町時代の応永前後と考えた。然し、その書体は楷書に近く、室町時代初頭からこの傾向見られるが、その形式的な、萎縮したものであること、また細字風となっている点から、類例を求め比較すれば長祿前後と受け取られる。なお、銘の配置・慣用句等に就いて観めても、碑面中央の年号の上方に「右」とあるが、かかる位置に造立趣旨の冒頭の字を置くことは鎌倉時代に見られ、それ以降にもあるもので、また、「右」の一字だけのものはこの一基だけであつて、年代の判定の資料とはならぬ。またこの板碑の造立趣旨中に見られる「為成仏得果」・「妙法界週遍」の句も例なく、これに近似するものに森上行寺応永一九年在銘のものに「増進仏果」、同寺文明一五年在銘のものに「仏果無疑乃至法界」等がある。また、柳目妙教寺永享一二年のもの

第三図 栗原郡一ノ迫柳目妙教寺（年表四二）

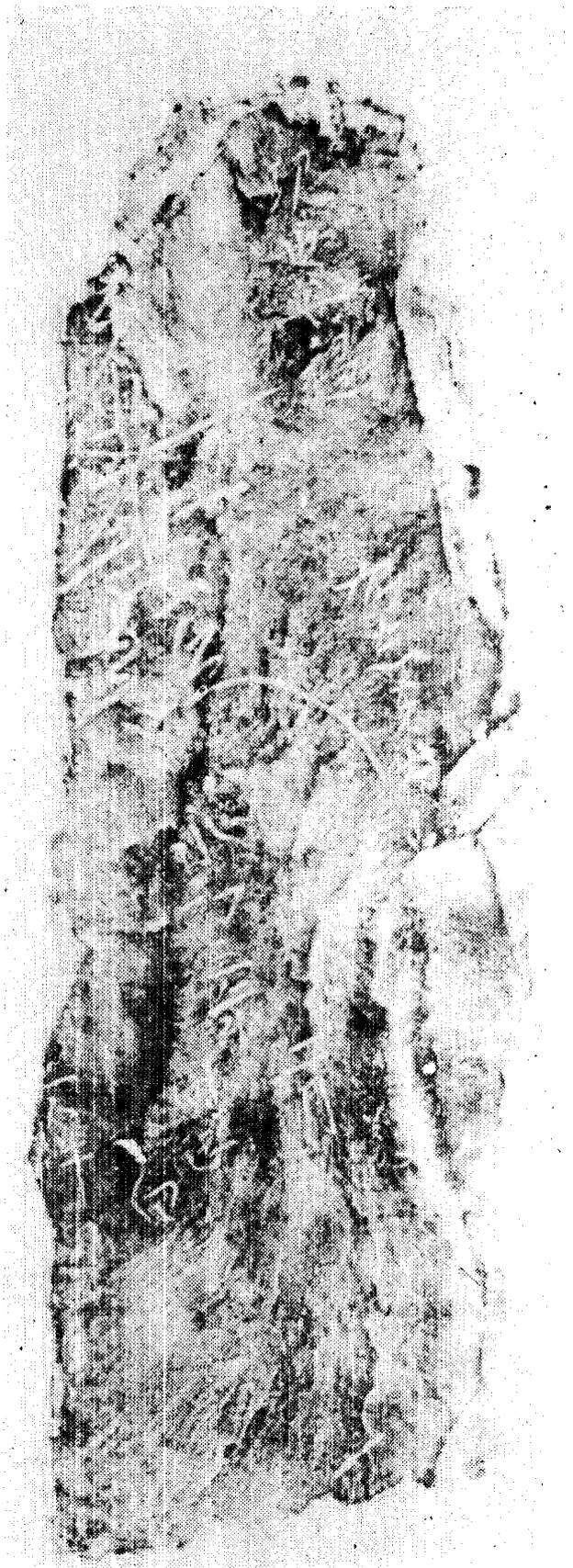


のに「仏果増進法界平等利益」、同寺長祿四年在銘に「 仏果満足」等あって、永享、文明のものが特に近く感ずるのである。かかる異年号は公年号の同音異字でもない故に、私年号と見る可きものである。私年号とすればその伝播なり、分布からして、なお時代遅れることも考えられるが、他に明確な根拠もない限り、永祿・文明頃と一応推定

して置きたい。

永幻については、(第四図) 永は兎も角として幻は年号として全く相応しからざるもので、中世の年号としての願望を託したそれとは凡そ駈け離れたものである。その意味するところ、永い間の願望が達せられずに終ったことを示

第四図 登米郡宝江村森上行寺(年表四三)



している。従って、その背景に政治的なものがうかがえる。さて、年代の推定については前記の如く大いさ、経傷からして南北朝と見て来たところである。書体からすればこれはまた南北朝に擬せられて然る可きものである。慣用句の「如件」の句は宮城郡松島所在の正和在銘を始めとし、柳目妙教寺の長禄三年に亘って現われている。題目板碑にのみ限って見れば、桃井郡のものにも相当数「如件」を使用したものがあるが、鎌倉時代から南北朝初頭まで用いら

れ、栗原郡のものには南北朝の後半から室町時代の初頭に及んでいる。従って、その中間地帯のこの登米郡中田の資料は年代的にも両者の中間、南北朝と見られ、この時代のどこに相当するかとすれば康永前後と推測するが、たゞ幻の書体、草書徳の省劃によるものか、後考にまつこととし、現在、一応永幻として置きたい。

僧侶と信徒

題目板碑の最古のものは正安二年であって登米郡中田町宝江の新井田柴垣にある。これに「母儀造立」の銘がある。この銘に就いて考察する要がある。板碑に母儀とある例は他になく誤解も生み安いが、桃生郡弘安四年の板碑に□女□儀とあって、□は一般には幽に当るものである。また、名取郡の正応五年在銘品に道元出（幽でなければならぬ）儀、同郡の嘉元四年在銘品に禅如幽儀、同郡の延慶二年在銘品に慈父幽儀の諸例がある。従って、この場合儀は幽儀と解し、最後の例に見る慈父幽儀の如く、この場合悲母幽儀としか考え得られない。この悲母は誰であろうか。新井田は日目上人の累代縁故の地で、弘安六年に布教に手を染めた地でもある。従って、その母儀の寂年月が記録もされず、また年忌も銘記されていない現状では適確な判断を下す資料にかける。ただ同国内板碑の造立当時の忌年・忌日を見れば、七々日・三五日・百カ日があるが、日蓮宗徒となって日浅い時点で、この忌日に造立したとは考えられない。むしろ一三回忌の例があれば、この頃と推測される。それを考慮に入れば弘安六年以後間もなく、信徒となった孝子による造立と考えられる。それも板碑の高価なものである点、この地方の有力者でなければ果し得ないところから、日目に近い人物の母儀とも考えられ、悲母がその夫のために造立したものと解し得ない。

この日目は登米の出身、新田の領主小野寺（新田氏）重綱の五男で、母は南条七郎行増の娘（南条時光の姉）である。文応元年四月二八日に伊豆国仁田郡島郷（畑毛）に生れ、後に日興に師事し、建治二年受戒し、新田卿公（卿公）

と呼ばれ、弘安六年奥州に布教し、師命によって大石寺の法燈を継ぎ、元弘三年一月十五日・七四歳をもって示寂している。従って、「日目上人」の一周忌・三回忌の板碑も柴垣に近い新井田本源寺に見られるのであり、また、(2)・(3)の正和元年・(5)の嘉暦二年の板碑が発見されているのである。上人の弟子も、また多く、その中の甥の弁阿闍梨日道は上新田の地を日目より譲与され、また大石寺の法燈も譲られている。また、大夫阿日尊は当国玉野の出身であって各地に寺院建立し、また、日道の弟子即ち日目上人の孫弟子に当る当国加賀野の卿阿闍梨日行は大石寺第四代となっていて、日目によりこの興門派発展の基盤が築かれているのである。また、森上行寺には大石寺六世日時時の第七年忌相当の応永一九年六月四日の題目板碑がある。しかも、それには「奉謹以造立処也」とあって、「日目上人」の回忌板碑の場合にも通ずる造立趣旨が見られる。そこに親近さが感ずるが、その来歴に就いての資料も乏しく、ことに地縁関係がつかぬ。しかし、柳目妙教寺で文和二年に大石寺八世日影が誕生しているのであって、大石寺三・四・五世とが当国出身であることは、日時の出身地もこの方面の可能性がある。また、柳目妙教寺に題目板碑破片に日造聖□とある。寺伝によれば第四世となっている。ここに本源寺では日目、本行寺には日時、妙教寺に日造と各地に信徒に死後も慕われる僧侶の存在が板碑によってうかがわれる。

次に信徒に就いて観めると、日目以来日時までの大石寺歴代が信徒に授与した曼陀羅は相当数あって、その中には鎌倉幕府直属の地頭層である御家人とするもの(註③)、地頭層が屢々用いる住人(註④)、等の上級武士の名が見える。また上級武士に相應しい名のもが見られる(註⑤)。板碑には、桃生郡北境法華堂の(切)建武元年板碑に平重命同子息義連(?)の上級武士に相應しい名称の銘を見るのである。さらに、森上行寺の所在の城主三浦対馬は日目上人に帰依したとも伝えられている(註⑥)。

以上の如く、鎌倉・南北朝初期の資料にかかる上級武士の信徒を得て、その外護をうけ着々地盤を固めていったも

のであろう。

南北朝の初頭に当る(15)元弘四年在銘の本源寺板碑は日目上人一周忌のために衆徒が造立したものである。ここに信仰集団としての講的なものが芽ばえていることが知られる。妙教寺蔵文和二年の曼陀羅に一迫柳目法花衆ともあり、時代降った妙教寺の応永一年の曼陀羅に法華講衆とあり、妙円寺蔵の長享三年の曼陀羅にも一迫宮野衆ともあって、それが、現在の資料からは日目上人の始めて布教をした縁の地にある、新井田の本源寺に始まり、各地に信徒の集団の存在を示す「衆」・「講」が知られるのである。

結 び

嘉暦二年十一月十日の日目讓状に上新田に「講所」なる文字を見る。また森の上行寺の寺伝には柏木「経壇」(目師堂)から発展したものとある。なお、桃生郡の二股村の屋木沢・北境に現在「法華堂」がある。目師堂と法華堂は丘上、或いは丘陵山腹に位置し、中世寺院の初期的な姿がうかがえる。

上新田(新井田)の講所の所在地と想定される柴垣の石仏堂には題目板碑最古の正安二年在銘のものが唯一つあって、石仏堂附近に本源寺があり、多くの板碑を蔵し、発展のあとを物語っている。目師堂(経壇)は多くの信徒を擁して麓の村落に臨む位置に移転し、本行寺となっている。しかし、両法華堂は依然として、寺院への発展も望めず、南北朝初頭から衰退して終わったこと、その板碑によって知られる。これは当時の南北朝対立紛争の中に有力な外護者を失ったためと推測される。これに反して日目上人の縁故の地、登米郡新井田を中心に彼が巡錫した地域には、有力な外護者もあり、また当地域には実力ある僧侶も生れ発展していったのである。

板碑は現在、原位置を離れているものも多くあろう。しかし、それ等は現在附近の有縁の寺院に吸収されているも

のとの、前提に立って観察もし、考察も加えてきた。この板碑は一基にしても相当多額な金額を要するものである。(註(7))。従って、これを造立しうる者は経済的に充分余裕あるものでなければならぬのであって、この面から寺院の経済的発展を推察することも可能であろう。

先ず日目累代の縁故の地、新井田柴垣には題目板碑最大の長さを誇る正安二年のものがある。ここから至近距離にある本源寺には正和元年・嘉暦二年の鎌倉時代後期から、元弘四年・建武二年・康永五年等の南北朝のものから室町時代初頭の応永一八年に及ぶ紀年銘ある板碑七基がみられる。嘉暦二年に始まり建武元年に終る桃生郡北境法華堂には無年紀のものを合せて一五基があり、附近の屋木沢法華堂には殆んど南北朝の無年紀のもの五基、同じく倉迫に元徳三年、正慶二年、建武二年にと鎌倉末期から南北朝初頭までの三基を含め、六基のものが知られて、当地域の一时的な殷盛が察せられる。さらに鎌倉時代も末期に入って栗原郡柳目妙教寺に元徳三年の題目板碑が現われ、康永二年・貞治四年永徳二年の南北朝のものから、室町時代初頭の永徳四年につぎ応永・永享を経て長禄年間まで、長期間に亘って二一基の大量な題目板碑を見る。南北朝には下宮野妙円寺に永徳三年在銘のものが一基最近発見されている。また、ほぼ同じ頃の永和二年の板碑が登米郡石森町加賀野境堀に所在している。これは『宮城県史』金石志に記載されているが、その銘の配置に疑問があるため、題目板碑と確認し得ず(註(8))、資料として取り扱わなかった。もし題目とすれば、その所在地附近に本道寺があり、大石寺蔵の本尊曼陀羅中の延慶二年には加賀野彦三郎行重の名も見られるのであって、不自然には思われぬ。室町時代に入って登米郡の中田柏木目師堂、森の上行寺が発見されているのであって、前者は応永十六年・同一二年の初頭のものがあり、無年紀資料を含めて六基がある。ただし一基は南北朝に遡りうると認められるものがある。後者は応永十九年を始めとし、長禄・文明の遅い時点まで造立され、その基数一一基と比較的短期間に相当量が発見されている。

以上の如く、大衡大福寺を除くと、桃生郡・登米郡・栗原郡の当国の東部と、これにつづく中部北側の小地域に題目板碑が集中している感がある。この小地域内に日蓮宗の拠点を置いていったのは殆んど鎌倉時代の弘安年間、日目の力によることは既に数回に亘って触れて来たところである。ここで、当時の当国に於ける仏教界を大観すれば、平安朝以来の天台・真言両宗が、特に前者は根強い勢力を持っていたのであって、北の平泉中尊寺の勢力が浸透して来ているのである。その拠点として松島の瑞巖寺・名取郡の岩蔵寺・伊具郡の藤田寺等当国南部にあって、西に加美郡西光寺がある。登米・栗原両郡に接する遠田郡には籠峯寺がある。後者には栗原郡内に岩崎清水寺・尾松の吉田寺がある。鎌倉時代の新興仏教はこの地盤のどの方面に喰い込んでいったか。浄土宗は伊具の称名寺・亘理郡浄正寺など南方に盤居し、当栗原郡では尾松の往生寺が文応元年創建されて伸びてきている。この弘安の時点には時宗・曹洞宗も大勢力を持たず、臨済宗は瑞巖寺の円福院が中心に、早くから根拠を据えていた。しかし、布教の活動は遅々たる状態であった。このようなやや無風状態の登米郡に日蓮宗をして教線の伸張を可能にした一面があり、当時の天台宗の地盤にも新鮮な息吹を吹込み、天台宗の依経『法華経』の教理も、同じ基盤に立つ日蓮宗の教理も信徒には受け容れやすく、天台宗の信徒を獲得し得たものではなからうか。

註 (1) 『富士年表』

- (2) 拙稿「宮崎県の題目板碑」(『立正大学人文科学研究所年報』第八号)
- (3) 京都要法寺蔵日興授与本尊の元亨四年のものに「奥州御家人新田孫五郎通章」と、宮城県一迫柳目妙教寺蔵日興授与本尊の元亨四年のものに「奥州御家人新田三郎五郎行道」とある。
- (4) 富士大石寺蔵日興授与本尊の延慶二年のものに「奥州三迫住人平六国守新田郷公之弟子分也」とある。
- (5) 桃生郡二股村北境法華堂の建武元年板碑に「平重命」とあり、また登米郡中田町宝江上行寺蔵日興授与曼陀羅の正応四年

在銘のもとに「平秀安」ともあり、上級武士らしい表現が見られる。

- (6) 上行寺から提出した安永三年『風土記御用書出』に「日目上人帰仏法修行ニ当国ニ下着、其頃当村之城主三浦対馬因寄依ニ弘安拾年宗旨盛シテ法榮山上行寺ト改」と見え、三浦対馬の外護を物語るが、同寺の書上げであり、年代も甚だ降るため信憑性も薄い。しかし当寺に近い下宮野妙円寺の日道授与の暦応元年の本尊に「奥州一迫三浦河東左近将監□行」とあって、南北朝に三浦氏が日蓮宗徒であったこと明白である。また名前は城主に相応しいものであることは寺伝を無視し得ない。三浦氏は城主であったことは享保中の『仙台封内風土記』にも見えるところで、『名蹟志』には「作三浦式部或寺田古城、寺田古館在三森村」ともあり、上行寺所在の森村に古城があり、寺田と云われている。この記事に確実味あるとすれば『奥羽観蹟聞老志補修篇』なる明治の文献に「此本丸東西二〇間、南北三十六間」とあって、その規模を伝えている。

- (7) 服部清五郎『板碑概説』に埼玉県北足立郡河合村に高一丈二尺、幅二尺五寸の延慶四年の大形の名号板碑の裏に「錢己上百五十貫」とあって、これが米百五十石即三七五俵に相当することを紹介している。

- (8) 右志者為□
 永和三年二月時正 法以下は本尊の一部としか考え得ないが、その場合年号直上になければならぬ。
 現世安穩 法蓮華経 現世以下は右側になければならず、その配置から疑問ある故に、正式に題目板碑として取り挙げなかつた。

余 録

造立当時に於ける板碑の名称

板碑と現在云われている石製塔婆の、その名称は江戸時代後期以降から用いられたのである。それも石碑・古碑・ひら仏・古墳等と呼ばれた中であって、僅かに『散歩漫録』とその系統の書と『新編武蔵風土記稿』の一部に散見するに過ぎないのである。それが考古学研究の緒についた明治二〇〜三〇年代に斯界の権威白井光太郎・鳥居竜蔵・平

名称の種類	年代	所在地
石卒都婆	弘安四年	玉造○ 岩出● 来迎寺
卒塔婆	弘安六年 嘉元三年 嘉暦元年	石卷○ 湊● 黒川○ 大嶺● 登米○ 上沼●
塔婆	元弘四年 正安元年 貞和四年 観応二年 応永八年 応永九年 応永二三年 宝徳四年	栗原○ 瀬峯● 登米○ 上沼● 中田 牡鹿○ 稻井● 登米○ 上沼● 石巻○ 湊● " " 登米○ 吉田● 本吉○ 十三澳●
石塔	正安三年 貞和二年	牡鹿○ 稻井● 加美○ 小野田● 下目
石仏	建治二年	桃生○ 矢本●

子鐸嶺の諸氏が機関誌『人類学雑誌』・『考古学会雑誌』・『考古界』で、この名称を使用したことが、一般化していったのである。では板碑造立当時にかなる名称が使用されたのであろうか。これに関する文献史料は現在皆無であって、板碑自身にこれを求めざるを得ない。この点に就き既に服部清五郎(現在、清道)氏は『板碑概説』に各地の資料から、石塔・石塔婆・卒塔(都)婆・浮図・宝塔・石碑等の各種の名称を紹介されている。稲村坦元氏も板碑の名称に疑義を持ち、「板碑(青石塔婆)」(『仏教考古学講座』)に塔婆の名称の諸例を挙げ、青石塔婆の名称を提唱された。その後、板碑の研究も各地で盛んとなり、新資料も続々紹介されて来た。それ等の中の一つ『宮城県史』金石編中の板碑にも、塔婆を始めとする各種の名称が記載された。ここで、その資料を表示すると、

以上のものが挙げられる。石仏の名称最も古く、これにつづく同様の名称はなく一基しかない。石卒都婆の称は遅れて発生しているが、これは前者とは概念を異にしている。その石製の質を略した卒塔婆の称が次いで現わ

れ、鎌倉時代と南北朝初頭までとなっている。次に頭の卒を除いた塔婆の称が使用され、室町時代まで続いて行なわれている。また、石卒塔婆の中の二字を省略した石塔が、さらに遅れて現われている。ここで、塔婆系の名称が年代の降下と共に簡略化されたことが看取される。これにはさらに他地方との傾向と比較して、考察されねばならぬことは勿論である。しかし、凡そ事物の名称の推移過程の中に、かかる簡略化の傾向は屡々うかがわれるところである。一地方の現象の中によく、それが表現されているのは興味ある点である。また、塔婆系の名称と石塔の称の量に於いて、前者が多く、この称の盛行したことがうかがわれる。なお、室町時代に量の多い点、永く持続していることも知られる。

石仏の称は古く、僅かに一基に終わっていることは盛行せず終っていることを物語っている。最も古く出現したについては、建治以前の古式板碑には本尊を種子とするものより、仏像を半肉彫りとするものが圧倒的多数を占めていることから、石仏の名称の発生が肯定されよう。それが、やがて仏像に代って種子が盛行してからは、石仏に対する観念も薄らぎ、磨崖仏との区別からも石仏の称も消滅したものではなからうか。ここに、用途上からの石卒塔婆の称に変わったものとも受け取られる。

翻って題目板碑を観めると、「塔婆」との称を使用したものに(6)桃生郡北境法華堂の嘉暦二年、(41)登米郡宝江上行寺の文明一五年の二例がある。この二例を加えても、前述の見解を裏付けるに過ぎなく、別に問題とすることもない。ただ(38)登米郡宝江上行寺の長禄二年に「妙塔」とするもの、(40)栗原郡柳目妙教寺に「支提」とする長禄四年の異質な名称を持つものが現われている。前者は石塔から生れたものかは別として、『法華経』宝塔品の他に見られぬ塔に対する教義を背景として生れたものとも考えられる。後者の支提は梵語のチャイテヤの音を漢字で表現したもので、『翻訳名義集』には

忌日・年忌

中国では中陰（七七日）・百カ日・一周忌・三周忌が行なわれた。わが国上代にも専ら、これを踏襲し、中陰・百カ日・一周忌が重視されていた。中世に入っては、さらに七回忌・一三回忌・三三回忌の年忌の外、初七日から七七日までの忌日に追善供養が行なわれ来っている。『宮城県史』金石編から、これ等の資料を、始現の時代別に、要点のみを摘出すれば、前頁の表の上段の如くなる。

以上の表から古く百カ日忌が現われている。これは従来からの習慣が持続されていた結果と云えよう。次いで一六三年忌が行なわれているが、教義の裏付けもなく、個人の恣意のままに供養が行なわれたものであろう。十三回忌（十三年の資料も含む）は古く現われてはいるが、その大半は室町時代のものである。七七日忌（四九日）・五七日忌（三五日）は各時代に見られるが、特に後者は多くの基数を占め、この忌日が盛行している。これは死者のための供養塔婆を石製のものとする場合の期間が適当な理由もひそんでいるものであるか。一周忌はこれまた古い伝統を背景としているものであろう。量的に室町時代に集中している。三三回忌は最多数の二六基となっている。これまた室町時代に集中している。これは注目すべき現象である。その前後に七回・三回忌が現われ、南北朝に入るが、その二三回忌・四年、六七日忌等あるが、後の二者はそれぞれ一基で重視されていない。

次に、題目板碑では資料も量的に少なく特記し得可きものもない。百カ日・一周・三周忌が基数多く、一般的傾向と歩を一にし、その発生もまた同様であって、一般に重視されていた一三・三三回忌のものが年代も遅れ、量的にも差の甚だしいのが目立つのである。また、二三回忌の資料は僅かに年代古く出現していること、二年は三回忌となるが、三七日ではなく二一年とする異例を見るに過ぎない。

ここで、題目板碑を加えて観め直すと、伝統的忌日・忌年の百カ日忌は二六基の大量な基数が造立され、一周忌は

二一基の量的に第四位となり、三回・七七日忌はそれぞれ六・七位となっている。なお、五七日忌は二六基の三位、六七日忌は僅かに一基とはなっているが南北朝に姿を見せている。これ等はやがて十王思想と結ばれ、十仏信仰となり、この忌日・忌年に合せて本仏が固定して行くのである。これにやがて当時盛行した七・一三・三三回忌が加えられ、やがて南北朝時代に十三仏が成立していくのである。従ってそれに相応しく三三回忌は二七基の最多数を占め、十三回忌は一二基・七年忌は六基の五位・八位の順となっている。ここに、一二三回忌は五基で十三仏の中に加えられていない点十三仏成立が如何なるものであったかを知る上に注目す可きである。これ等の資料には従来知られない古いものを含んでいっている。次にその資料を紹介してみる。

十三仏成立過程

前項で忌日・忌年の古い資料を紹介した関係から、十三仏に関する資料も予想されるので、題目板碑とは無縁なものであるが観めてみたい。

十三仏は教儀的にはその成立に関して依拠するところもなく、従って明解に述べ得ない。ただ十王思想を背景として十仏が誕生し、後に三仏が追加されたものと考えられている。その十王に就いては唐代、成都府大聖慈寺の僧藏川の撰になる『十王経』に見られるのであり、わが国では鎌倉時代に盛行を見たのである。その十王とは十王庁にあって、死者の初七日から三年忌までの十種の順に生前の罪状を裁くものとなっている。これが十王に変わって、禅密宗の間からその忌日を司る本地仏が生れ、十仏信仰となったものであろう。この信仰は板碑によってみれば遅くも南北朝に十仏を固定させる程の盛行をみているのである。また十三仏の固定も同時代に終わっていることは埼玉県鳩山の金沢寺の嘉慶二年の板碑によって知られるところである。同じ十三仏種子板碑が石巻市湊町多福院に発見されている。それは金沢寺のものと同三〇数年後の応永二八年在銘のものである。従って関東方面から伝播したものか。

さて、その十三仏とは初七日が不動、二七日忌が釈迦、三七日忌が文珠、四七日忌が普賢、五七日忌が地藏、六七日忌が弥勒、七七日忌が薬師、百カ日忌が観音、一周忌が勢至三周忌が弥陀(以上十仏)、七回忌が阿闍、一三回忌が大日、三三回忌が虚空蔵と固定するのである。『宮城県史』金石編には、その忌日・忌年に合致した仏・菩薩・天部の種子を持つ板碑が記載されている。それ等の資料の中、鎌倉時代乃至南北朝の半ば以前のもものは、十仏或いは十三仏の固定化を促したものと考え得よう。また、それ以降のものは固定化に伴う慣行を踏襲したものとなる。かゝる十三仏成立過程を示す資料は関東地方では基数も少ない故、次に宮城県内の資料を参考までに列举して置く。

五七日忌 延元二年(石巻○山下●禅昌寺)、至徳二年(登米○津久毛●)、康暦二年(登米○錦織●小山田)百ケ日忌 応永一五年(登米○浅水●長谷山)

一周忌 至徳三年(桃生○二股●・北境法華堂)、康暦三年(登米○浅水○長谷山)

三周忌 延元五年(石巻○湊町)

七回忌 寛正四年(登米○米谷●峯)

一三回忌 建治四年(仙台○中田●櫃根)、正安四年(登米○錦織●西郡) 応永六年(桃生○二股●北境法華堂) 永享四年(牝鹿○稻井●南境)

三三回忌 応永八年(石巻○湊●多福院) 応永一十九年(同上)

(以上)